

んなでやっていくかということだと思いますが、いずれにしても、こういった努力をしたところは、やはりそれなりに、売れるようになるかと、そういった形のある程度のリターンがないと、こういったものは民間に協力を求めることはできませんから、そういった意味では、今言われたように、環境権取引とかいろいろの言葉が今出てきていますけれども、そういったものを、これはアメリカを含めてみんな考えてというのが大変大事などころだと思っております。

○末松委員 ぜひそこは研究していただいて、そして、そういった国際的な取り組みを深めていただきたい。

産業界がそういった思いを持っているのは私もよく存じ上げていますけれども、イギリスでもアメリカでも、大体、ひよつとしたらこれは自分でももうけられる、おもしろいという話が国際的な流れになってきていますし、また、CO₂排出権取引市場の、例えばマイル、取引があったら、そのうちの1%、2%を技術の移転のための資金プールに持つていこうじゃないか、そしてためようじゃないかということになれば、市場が大きくなればなるほど、そういった技術移転の資金がふえていく。こういうのを市場で活用していけばいい話ですから、外務大臣もぜひ研究していただきたい、そして日本の産業界もぜひ説得していただきたい、そこはお願いしておきます。

さて、ちよつとほかにもテーマがありまして、拉致の問題なんです。拉致の問題というよりも、中山補佐官が今度自民党から参議院選挙に出られるということでも私もびっくりしたものであります。この中山補佐官、出られる直前ですか、先月、アメリカと中国を訪問して外交をしていらっしやるんでいいけれども、これは外務省から中山さんに頼むという形で言われたんですか。

○岩屋副大臣 先生御承知のとおり、政府は、拉致問題における今後の対応方針の一つに、国連を初めとする多国間の場、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的

な協力をさらに強化していくという方針を掲げていくわけでございます。したがって、中山補佐官は、この方針のもとで、北朝鮮による拉致問題担当の総理大臣補佐官として、中国、米国という主要な関係国を訪問されたわけでございます。

要は、補佐官は外務省の進言を受けて中国や米國を訪問したというわけではございません。ただ、外務省としては、必要な補佐はさせていたただいた、訪問についての事前の段階から十分な相談は行っているということでございます。

○末松委員 では、そのとき、中山補佐官が選挙に出られるということは、外務省は承知していたんですか、いなかっただけですか。

○麻生国務大臣 知りません。

○末松委員 外交というのはやはり継続的なものでありますから、総理の名代というふうな補佐官で行ったという話ですけども、行って、訪問してきた、その人が、すぐにやめます、そしてある特定の政党から選挙に出ます、こういうのはちよつとおかしいと私は思うんですね。もし選挙に出られるような話であるならば、それは控えていただいて、そして外務省のしかるべき人間が、それをきちんと総理の名代としてやっていくのが筋じゃないですかね。

外務大臣、どう思われますか。

○麻生国務大臣 私、この経緯を、ちよつと党に今おりませんのでよく知らないんですが、少なくとも今の行かれる段階で、私どもとして中山恭子補佐官の出馬を知っていたということはありませぬ。

また、今言われましたように、継続ということに関して言われていただければ、外務大臣を一年やっているより二年、二年やっていると三年、そういう継続してやった方が効果が上がるといふことは確かだと存じますが、日本では、大体、二回連続してやると、早く亡くなるから、大病されて肝臓を息子からもらわぬかぬという方になりますので、なかなか長くやられる方はいらっしゃらないんですが、そういった意味では、

この種の話は継続というのが非常に大きなものだというのは、私もそう思います。

○末松委員 ここで私なんか怒る場なのに、そつ笑いでごまかさないといいませんか。

本当に、どうもこれは、中山補佐官、別に出られなさいいいですよ、それは一生懸命やっていただきた。何か出られるということ、表向きは急遽そこを受け入れたような形ですけども、そういうことをとらえようかという形であれば、拉致問題で家族の方とかをいろいろ巻き込んで一緒にやってやっつて、超党派でやってきているわけですよ、それが、何か特定の、自民党から出られるという話になつちやいますと、家族の方々あるいはそれを応援している方々も、非常に複雑な気持ちにならざるを得ない、そういうふうに思いますが、それでも、拉致問題を進められる外交の上で、大臣、どういうふうに思われますか。

○麻生国務大臣 正直申し上げて、これにかかわっていないので何とも言いようがありませんけれども、今言われたような雰囲気があるであろうというところは、私も、それはそういう面もあるであろうというのには想像にたくありませんよ、正直なところですけども。そういう末松先生が言われたような点が出てくるというのは、否定は全然するつもりはありません。

ただ、この種の話は、出馬というのは、これは本人の意向というところで、だれに勧められたかどうかは別に、そういうふうな話を勧められたということに従って出られることに関して、私どもは、それは反対という立場にはないというのが正直なところですよ。

○末松委員 大臣は自民党の議員さんですから、まさしくそこは反対はしないし、次の総理という話も、今、世に出ているところですから。ただ、そこはしつかり、何か政治的に利用しようというのとは、どうしても後で割り切れないようなダミーなイメージも出てきますから、そこはちよつと看過できないなと私は思っているんです。

時間がなくなつたので、ちよつともう一点。公金を選挙に利用しているんじゃないかという問題、これは外務委員会で話することじゃないかと、むしろ環境委員会で私はずっかりそこはやらせていただきますけれども、ただ、今の形で、どうも参議院選挙、政治的に利用しているんじゃないかなというのがありますので、そこをちよつとおつき合いたいと思います。

まず、私が資料を出しましたが、ここに「新宿駅近くの地下繁華街で撮影」と書いていますが、これは今月六日に私自身が撮った写真です。そこで、新宿駅の近くなんです、一瞬驚いたわけですよ。柱に、総理と若林環境大臣が交互にずっと写真が並んでいるわけですよ、ポスターで。これは何なんだと。そして、その側面、横に、同じように総理、あと若林環境大臣、そしていろいろな有名企業の社長がととと写真に出ているわけです。これは、「COOLBIZ EXHIBITION」と書いてあるんですね。だれにこれはやっつているのか。

まず、環境省地球環境局長にお伺いします。これはだれに呼びかけているんですか、このポスターは。短く言ってくださいね。

○南川政府参考人 クールビズということで、ぜひ企業に事務所でクールビズに協力いただきたい、温度の管理の徹底をいただきたいということでございます。やはり社長、会長が率先して行うということで、多くの社ですべての社員が温度管理、クールビズに協力していただくということを訴えるためでございます。

○末松委員 では、何で英語で書くんですか、子供とかお年寄りとかはわかるんですか、答えてください。

○南川政府参考人 企業のサラリーマンその他の方であれば十分御理解いただけますし、むしろインパクトがあると考えた次第でございます。○末松委員 このエグゼクティブの中で、大体、日本人で、何かファッションモデルかと一瞬思ったんです。本当にきちんと言うんだつたら片仮

名でも書いてくれよと言いたくなりますよ、日本語で書いてくれよ。それを、企業だとか、英語じゃないと読めないじゃないかという話は、おかしな話なんです、そこは。

それと、あと、この安倍総理と若林さん、何かこの方々にもエグゼクティブと書いているんですけども、では、エグゼクティブだったら、エグゼクティブの方だけ書けばいいじゃないかということなんですけれども、それはどうなんですか。何か急にここのだけ二人が自民党の政治家という形で、それは確かに総理と環境大臣ですけども、なぜ二人だけなんだ。もし企業が相手だったら、みんな企業のあれを書けばいいじゃないか。

○南川政府参考人 これは、チーム・マイナス六%のチームリーダーでございます総理大臣、それからサプリーダーでございます環境大臣がそろって出るところでインパクトが大きいというふう

に判断したからでございます。
(やまざわ委員長代理退席、委員長着席)
○末松委員 本当に、結局、これを見たら、日本語で書いてないから、ばつとみんな国民が思うのは、この格好だけですよ。というよりは、安倍総理と若林環境大臣のこれは宣伝じゃないですか。ほかに、この柱だつて書いてないじゃないか、ほとんど、これはまさしく参議院選挙に向けて、選挙のための政治利用としか思えないんですよ。そういう判断は、環境省、やらなかったんですか。

○南川政府参考人 六月は環境月間でございます。また、六月五日は環境の日でございますので、その日をターゲットにわかりやすい広報を出したということでございます。

○末松委員 環境月間、環境月間と言われれば、六月が環境月間、それはわかりますよ。あなただ、この前、二〇〇五年の選挙直前、四月と七月にこういつた新聞で一面広告を、これは六月五日に安倍総理御夫妻がしっかりと出ているわけですよ、全紙に出ているという話なんです、環境月間じゃないところで二〇〇五年に出しているんで

すよ、それをどう説明するんですか。
○南川政府参考人 私ども、ことし、昨年からでございますけれども、六月が環境月間で最も適切だということ判断しました。したがって、六月五日に出したところでございます。

なお、これにつきましても、当然ながらクールビズ以外にもウォームビズ等ございますので、時期は必ずしも六月ではございませんけれども、春については六月ということが最も適切と判断したところでございます。
○末松委員 クールビズとか地球温暖化防止ということについてとどんどん宣伝しろというのは、私も全くそのとおりだと思う。本当にそれはそうやるべきだと思わなければならない。前にもこういふのをとどんどん出すんですかというところ、これが問題だと言っているわけですよ。それは、政治的な中立性というものを害しているじゃないですか。そういう配慮が全くないんですか、環境省は。

環境省、きのう聞きましたよ、課長に。総務課長も呼んで聞いた。そうしたら、私たちはこれをやるのが重要だと考えていました、それだけですよ。ほかに政治的な配慮、あるいは配慮というものが全くないんです。

地球環境局長、あなたもそれは全くそういうことで理解をし、これを決定したということですよ。
○南川政府参考人 私どもも含めまして、全く政治的な利用ということについては考えておりません。

○末松委員 昨年三月に小池大臣が我が方の村井議員の指摘を受けて、こういつた政治的な利用と悪いものはおかしいじゃないか、政治的な中立を害するじゃないかというふうなことで、そして彼女が答弁をされています。二〇〇五年のときは、これは総選挙がいつあるかわからなかったから、だからそういつた配慮はしませんでした、ただ、選挙時にはさまざまな配慮があることは当然ですというふうなことを答弁されておられます。その答

弁をあなたは知らなかったんですか。
○南川政府参考人 小池前大臣は、選挙中については配慮されるべきだということを答えたということは承知しております。私ども、現在につきましても選挙期間中ではないというふうな承知しております。

○末松委員 では、選挙期間、つまり小池大臣の答弁の選挙中ということになりますとということであれば、では、参議院選であれば、七月五日から二十一日まではだめだけれども、あとはすべていい、その解釈ですね、あなたは。
○南川政府参考人 選挙戦が実際に告示されれば、当然配慮が必要だと思うわけでありませぬ。

○末松委員 これはおかしいですよ、あなた。本来であれば、さまざまな配慮というものがあつてしかるべきでしょう。もちろん、やっていることに異議は唱えませんが、この地球温暖化防止ということについて、ただ、そこに特定政党の、幾らそれが総理大臣であれ環境大臣であれ、選挙が参議院選挙として決まっているわけでしょう、そこはその一カ月前とか、そういうことは当然配慮してしかるべきじゃないですかね。当たり前の話じゃないですか、そういうことは。
私は、外務委員会、一つ、これも述べなきやいけなかつた理由は、六月十二日に、先ほど言った全面広告、安倍総理と若林環境大臣、日経に今度また載るといふんです。それをあなたはやるんですか。あなたが責任者ですよ。契約者は、博報堂とあなたが契約者なんです。問います。

○南川政府参考人 予定どおり、六月十二日の日経に掲載したいと考えております。

○末松委員 総理と環境大臣がそこに大きな形で載るといふことの前提なんです、それは。
○南川政府参考人 そのデザインの中には総理と環境大臣が入っております。載ることになっております。

○末松委員 政治的な中立を害してやっていくということについては、本当に、まさしく環境問題という性質を考えても、その程度の配慮ができません。

○南川政府参考人 一切、出演料を払っております。

環境省だから、CO₂の排出権取引市場なんというの各省を説得できないんですよ。しかし、配慮をきちんとやれよ。いいですか、本当に。私は、ここは強く環境省の方に申し入れます。六月十二日の日経の掲載については中止をしてくださ。要請します。そして、この中止という自身は、今まで博報堂が出してきた総理と環境大臣、そういう自民党の政治家を使うのではなくて、いろいろなモデルであれば全く問題ないですよ、政治家でなければ全く問題ない。しっかりとそこは申し入れます。

もう一度答弁してください。
○南川政府参考人 申し入れがあったことは受けとめます。ただし、私は、現時点で特に変更する考えはございません。

○末松委員 とにかく、そういうことであるならば、私どもとしても、私どももりの決意を持って、そこは環境省に対して私どもの意思を主張していきます。

まだ時間があるのでちょっと聞きますけれども、細かいことなんだけれども、総理と今度、奥様、御夫人が出ていますけれども、奥様の位置づけはどういう形が出たんですか。
○南川政府参考人 ポスターにつきましては、総理が先頭になってやっていたたくわけでございますが、今回のアイデアが、特に家庭における省エネで、電球等の買いかえでございます。そういう観点から、主婦の方に御理解いただきたいというところで、私どもから官邸にお願いをして、御夫人にも御出演いただいたわけでございます。

○末松委員 そうしたら、では、令夫人にもモデル料を払っているわけですね。では、お幾らですか。
○南川政府参考人 一切、出演料を払っております。

○末松委員 ちょっともう時間がないのであれですけれども、博報堂とは年間どのくらいの費用とかが契約をやっているんですか。二十七億円という話を聞きますが、それは事実ですか。

○南川政府参考人 今年度につきましては、年間トータルで二十七億円の契約をいたしてしております。

○末松委員 広告については一億六千五百万という話が出ていますが、それも事実ですね。

○南川政府参考人 確定作業はこれからでございますが、ほぼ去年と同じで一億六千五百万というふうを考えております。

○末松委員 最後の質問なんですけれども、博報堂とは、ことしと去年とおとし、これははずっと三十億円近くのお金で契約をしてきたんですね。

○山口委員長 時間が過ぎておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

○南川政府参考人 企画競争をして、外部の審査も行った上で、そういった契約をしております。

○末松委員 わかりました。これ以上の質問は環境委員会でさせていただきます。

○山口委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。先ほど山口委員が取り上げた、自衛隊による憲法違反そして違法の国民監視の問題は極めて重大な問題であります。昨日も、私たちの党は参議院の外交防衛委員会での問題を取り上げましたし、きょうのやりとりも踏まえて、直接、防衛大臣さらには総理にも徹底していただいきたいというふうを考えております。

きょうは、限られた時間で、麻生大臣に直接かかる問題ということで、米軍再編の焦点の一つである横田基地をめぐる問題で幾つか質問をしたいと思っております。

前回の委員会で、米軍嘉手納基地内での航空機燃料漏れ事故の問題が取り上げられましたが、横田基地についても、ことし三月、ジェット燃料など有害物質漏れ事故が一九九九年から二〇〇六年の七年間で九十件も発生して、そのうち一件だけが地元自治体に通報されたということが明らかになりました。三月二十九日の参議院の外交防衛

委員会、我が党の緒方議員の質問に対して、浅野外務副大臣は、詳細について米側に照会するという形で答弁をされております。そこで、米側に照会した結果について、これは外務省で結構ですが、次の三点について報告をしてほしいと思っております。

一つは、米側の汚染度の分類基準、カテゴリー一から四というふうにあると承知しているんですが、これがどういふものか。それから第二点目は、照会の結果、米側から新たに確認された案件があったのかどうか。三つ目には、九十件の事故中、それぞれのカテゴリーごとの内訳がどうなっているか。お答えください。

○梅本政府参考人 たいま御指摘のございました横田飛行場における油漏れに関して、まさに三月に当委員会等で御議論ございましたことを踏まえて、アメリカ側に照会をしておりました。その結果について御説明いたしたいと思います。まず、油等の流出事故に関する米軍部内の基準でございますが、これについては、米側より、事故を区分する基準として次のような分類があるという説明を受けております。

カテゴリー一から四まででございますが、これは基本的には流出した油の量を基準に考えておりますが、カテゴリー一は、流出量一萬ガロン以上のものというところで、これは、環境に被害を及ぼす、あるいは公衆の健康や安全に深刻な脅威を与えるものというふうに考えられております。カテゴリー二としては、流出量千ないし一萬ガロンのものというところで、これも、環境に被害を及ぼす、あるいは公衆の健康や安全に脅威を与えるというふうになっております。それから、カテゴリー三として、流出量百から千ガロンのものというところで、危険も被害も及ぼさないもの、それからカテゴリー四として、それ以下のもの、すなわち流出量百ガロン未満のものというところでございます。

そして、ただいま御指摘ございました、報道にありますが、九九年から〇六年の七年間に九十件の流出事故が起きているということでございますが、これについては、報道にある油漏れ等があったことは事実であるという回答がございました。このうち、二〇〇四年の所沢通信所の油漏れにつきましては、公共の安全あるいは環境に対する影響を及ぼす蓋然性があつたということから、日本側に通報が行われております。また、その後、四カ月をかけて浄化作業が行われたということでございます。

残りの油漏れについては通報は行われておりませんが、先ほど御説明いたしました米側の部内の基準のカテゴリー二から四の油漏れだということでございます。周辺住民への影響はないと判断されたということでございます。ただ、油漏れが発見された後には、米側の中で緊急対応チームが通報を受け、司令官に報告をされ、油漏れは、除去チームにより直ちに除去に取り組んでいくということでございます。

なお、この九十件のうち、カテゴリーの二に該当する二件については、そのうちの一件については、実はこれは二〇〇二年の四月に起きたわけでございますが、これはいわゆる事件、事故通報手続に基づく通報は行われておりませんけれども、事故があつた翌日に参考情報として私どもの方に連絡があつたということでございます。

○笠井委員 そもそも、有害物質の流出のような事故が起きた際に、米側が日本側政府、それからその後、自治体に通報するシステムになっていると思っておりますが、その基準というのはどういう点にあるんですか、端的にお答えください。

○梅本政府参考人 平成九年に日米合同委員会におきまして、在日米軍に係る事件、事故発生時における通報手続について合意がございまして、これは、公共の安全または環境に影響を及ぼす可能性がある事件、事故が発生した場合には通報を行うというところで、いろいろとカテゴリーが決まっているわけでございますが、まさにその施設・区

域外において、いわゆる基地の外に、公共の安全あるいは環境に影響を与えるかどうかということを中心として、一義的には米側が判断して通報して、こういうことになっております。

○笠井委員 その判断が米軍側にゆだねられていることが私は大きな問題だと思っております。結果として、今回の米軍基地の事例のように、事が米国の中で明らかになるという、後になってから日本側が確認してみたらこういうことだったという事態になるわけでありまして。

アメリカの情報公開法に基づいて開示された資料によれば、公開された九十件のうち十件は詳細な報告書がつけられており、米太平洋空軍はカテゴリー一から三の事故は報告書を作成するように各基地に指示している。環境への被害や公衆の健康や安全に影響を与えるカテゴリー一、二だけじゃなくて、危険も被害も及ぼさないとする三までも報告書があるということでありまして。

そこで、麻生大臣、こうした事件、事故が発生した場合に、公共の安全、環境に影響を及ぼす可能性というところで、その判断を米側にゆだねるんじやなくて、少なくとも米軍内で報告書を作成しているような事故については、まず日本側に報告する、そしてそれを直ちに地元自治体にも通報するということが必要なんじやないか、そのために日米の取り決めの見直しの検討を行うべきだと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○岩屋副大臣 先ほど答弁させていただいた平成九年三月の通報手続ですけれども、これは日米両政府がさまざまな角度から検討を行って合意したものでございます。これは、先生おっしゃるとおり、米側で発生した事故が日本国民に損害あるいは被害を与える相当な蓋然性があれば、できる限り速やかに通報しなければならぬというふうになっているわけでございます。

また、米軍は、環境保全に関しましては、我が国の国内法上の基準と米国の国内法上の基準のうちより厳格なものを選択するという考え方のもとに環境管理基準をつくっておりますし、また米